

梵文『法華經』と『妙法蓮華經』

久 保 継 成

0.0. 本論は、梵文『法華經』と鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』との間に見られる姿勢の違いを、安樂行品に例を求めて検討するものである。

0.1. まず、問題の所在を示すために、同品の散文第三段の最初の部分を取りあげる。梵本で、

punar aparaṃ Mañjuśrīr bodhisattvo mahāsattvas tathāgatasya parinirvṛtasya
saddharma-kṣayānta-kāle vartamāna idaṃ sūtraṃ dhārayamāṇo bodhisattvo
mahāsattvo 'nirṣuko bhavaty aśaṭho 'māyāvī na cānyeṣāṃ bodhisattva-yānīyānām
pudgalānām avaraṇaṃ bhāṣate nāpavadati nāvasādayati/ (KN285.5, WT243.22)

とあるところが、妙法華では、

又文殊師利，菩薩摩訶薩，於後末世法欲滅時，受持讀誦斯經典者，無懷嫉妬諂誑之心，亦勿輕罵學佛道者，求其長短。（大正 9.38b, 下線筆者）

と訳されている。

0.2. 漢和辞典（諸橋轍次著，大漢和辞典，以下も同じ）によると、有の反対である「無」は禁止の辞“なかれ”と打消しの辞“ず，あらず，せず”の意味で使われる。また「勿」には禁止の助辞“なかれ”，否定の助辞“なし，あらず”の用例がある。つまり，双方とも“ない”の意味でも“なかれ”の意味でも使われている文字だということである。

0.3. 妙法華で，筆者が下線を引いた「無」，「勿」を「ない」ととれば，直接法現在で書かれている梵本と同じ文意である。しかし，「なかれ」ととれば，文意が梵本とは別のものとなる。

この違いは，“法華經の修行者はそうではない”と，法華經修行者の実態を見通して説かれているのか，“法華經の修行者はそうであってはならない”と修行者を戒めさとされているのかという相異である。

両者の姿勢は根本的に異なると言える。經が，法師品以降は仏滅後の読者そのものに語りかける構成である以上，法華經に説かれる菩薩行を行ずる者が“そん

なことはない”と仏から言われるのか，“そうあってはならない”と戒められるのか、この違いには、人間の望ましい生き方、行動のあり方を考える際の根本的な課題を内包していると考ええる。

しかし、引用文の範囲では、そのいずれが文意であるかを定めることはできない。そこで、この観点から安樂行品全体の梵文と妙法華を検討することとする。

1.0. 安樂行品の構成上の主題、最後の譬えや夢の話を除いた四種のあり方（四法）を説く部分は、品初の gerundive の構文で始まり、v.55 での gerundive の表現でしめくくられていると考える。

1.1. 品初、gerundive の構文が3回つづく。

atha khalu Mañjuśrīḥ kumāra-bhūto bhagavantam etad avocat/
duṣkaraṃ bhagavan parama-duṣkaram ebhir bodhisattvair mahāsattvair utsoḍhaṃ
bhagavato gauraveṇa/ kathaṃ bhagavann ebhir bodhisattvair mahāsattvair
ayaṃ dharma-paryāyaḥ paścime kāle paścime samaye samprakāśayitavyaḥ/
(KN275.1, WT235.1)

(妙法華，以下同じ。) 爾時文殊師利法王子菩薩摩訶薩白佛言，世尊，是諸菩薩甚爲難有敬順佛故發大誓願，於後惡世護持讀說是法華經。世尊菩薩摩訶薩於後惡世云何能說是經。(大正 9.37a)

evam ukte bhagavān Mañjuśriyaṃ kumāra-bhūtam etad avocat/
caturṣu Mañjuśrīr dharmeṣu pratiṣṭhitena bodhisattvena mahāsattvenāyaṃ
dharma-paryāyaḥ paścime kāle paścime samaye samprakāśayitavyaḥ/
(KN275.3, WT235.5)

佛告文殊師利，若菩薩摩訶薩，於後惡世，欲說是經，當安住四法。(大正 9.37a)

katameṣu caturṣu/ iha Mañjuśrīr bodhisattvena mahāsattven' ācāra-gocara-
pratiṣṭhitenāyaṃ dharma-paryāyaḥ [paścime kāle paścime samaye]
samprakāśayitavyaḥ/ (KN275.5, WT235.8)

一者安住菩薩行處及親近處，能爲衆生演說是經。(大正 9.37a)

1.2. この安樂行品冒頭の引用個所は、梵文 samprakāśayitavyaḥ について他の諸訳が“…すべき”と読むのに反し、松濤訳（中公文庫版，松濤誠廉他訳，『大乘仏典5 法華経Ⅱ』p.62）の通り，文殊師利菩薩が前章勸持品での菩薩たちの誓願をたたえた上で，「どのようにすれば…この法門を説きひろめることができましようか。」と問い，それに対して釈尊が，四種のあり方（四法）に立脚したならば「…この法門を説きひろめることができる。」と説き，さらに「四種とは何か」と説きおこして，行処と親近処に立脚した（している）(pratiṣṭhita) 菩薩たちなので，「…この法門を説きひろめることができる。」と結んでいると読める。

なお，梵文散文第一段は，この引用個所に始まり，以下の文につづき，つづけ

(130) 梵文『法華經』と『妙法蓮華經』(久保)

て直接法現在で述べられていく。

katham ca Mañjuśrīr bodhisattvo mahāsattva ācāra-gocara-pratiṣṭhito bhavati/
(KN275.7, WT235.11)

梵本では、品初の設問は ācāra, gocara に pratiṣṭhito bhavati (立脚した, している) とは何か, どういうことかを問う問いに行きついているわけである。

1.3. 妙法華の場合は 1.1 に引用した個所の 2 段目に対応する訳文で「當安住四法(當に四法に安住すべし)」とあるため, 引用個所 3 段目に対応する訳文が「…演説すべし」と読めることに始まって, つづく経文の文意もすべて“すべし”と読める。

結果, 妙法華は梵文の姿勢(“…することができる”)とは異なる“…すべきである”と説く経文となっている。

1.4. 品初のこの問題設定に対して, v.55 は, 品末の夢の話への展開の前に, 四法について説くまとめの形で次のように述べている。

catvāri dharmā imi eva-rūpā
mayi nirvṛte ye ca niṣevitavyāḥ/
ye cārthikā uttama agra-bodhau
vyāpāraṇaṃ ye ca karonti mahyam// (KN292.15, WT249.28)
我滅度後 求佛道者 欲得安隱 演説斯經 應當親近 如是四法 (大正 9.39b)

梵本の niṣevitavyāḥ は「打ち込むことができる」と言っていると考える。

これに対して, 妙法華は「應當親近 如是四法(應當に, 是の如き四法に親近すべし)」とある。

梵本で, “出来る” “なる” と説かれたことが, 妙法華では“すべし”と説かれる文章に変わっていると言えるのではなからうか。

2.0. 梵文の偈は, optative で書かれた文の流れで展開していく。仏が法華經の行者はかくあれかしと説いていくという構成である。

2.1. その中で v.15 では, 直接法現在で“智慧ある者たち”(sa-prajñā) が, ここまでに述べられた第一の行処, 親近処を viharanti (<vi√hr) していると表現している。現に仏説を身に享受する(した)者について述べられていると読める。

2.2. 梵本では散文第三段, 第四段で, 第三の法, 第四の法の具足(samanvāgato KN286.5, WT244.17, KN288.7, WT246.7) が論じられている。

妙法華は, 共に「有成就…者」(大正 9.38b, c) と訳す。

samanvāgata (身につけた, 具(足)) の仏典での用例は多く, 翻譯名義大集にも「具」

(7378) と訳をあげ、他に、仏の属性として *sarva-caryā-samanvāgata-buddhiḥ* 具足一切慧行 (364)、菩薩の功德として *mahā-maitrī-mahā-karuṇā-samanvāgataḥ* 具大慈大悲 (836) など、16 例の用例をあげている。

2.3. 散文第二段の梵文には直接法現在で、滅後にこの法門を説こうとする菩薩は

sukha-sthito bhavati sa sukha-sthitaś ca dharmam bhāṣate... (KN282.11, WT241.10)

と説かれている。この法門を説こうとする者は、“安樂 (sukha) にならなければならない”ではなく、“安樂になっている”というのである。

3.0. 妙法華には、「應」の字を使った訳文が見られる。「應」は漢和辞典によると、「まさに云云すべし」と読むが、断定ではなく推量か指定、当然の意を表す助辞である。

3.1. 散文第一段には、中段に以下の例がある。

又菩薩摩訶薩，不應於女人身，取能生欲想相，而爲說法亦不樂見。(大正 9.37b)

文中、不應…説は「説くべからず」ではなく「説くことあるべからず、説くことあらざらん(説くはずがない)」と読むべきではないか。

3.2. 偈の部分は v.1 で、梵文では “*iccheyā* (…しようとする)” ならばと書き出すところを、妙法華では、應入行處及親近處 (大正 9.37b) と「應」を使って訳されている。行處、親近處として説かれる生き様になっているということ、推量なり当然のこととして表現しているということになる。

3.3.2.3 に引用した散文第二段の個所は、妙法華では、「欲説是經，應住安樂行 (是の經を説かんと欲するは、まさに安樂行に住すべし)」(大正 9.37c-38a) と訳される。

ここでは、妙法華も “まさに住すべし” と訓じても言わんとするところは推量か当然、即ち、“安樂の境地にあらう”，“あるにちがいない” 等の文意だということになる。

4.0. 妙法華には、「勿」「莫」「無」「不」が用いられた構文が出てくる。また 1.1 引用個所の例のように「當」の文例もある。「當」は、漢和辞典に “まさに云云すべし” と読む断定か推測の辞とある。

4.1. 皆勿親近 (大正 9.37b)、亦莫親近 (大正 9.37c)、無得戲笑 (大正 9.37c) といった文例は、禁止を表す助辞として、勿、莫、無が用いられたものと読める。

4.2. 偈第三段の梵文は、ひきつづき optative の構文であるが、v.39 では「欺瞞、慢心や邪心は捨てていて (“*ujjhiya*” Ger., Edgerton, F., *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar*

(132)

梵文『法華経』と『妙法蓮華経』（久保）

and Dictionary, Vol.1, p.206), 羨望をいただくはずもない (irṣyāṃ na kuryāt...., KN286.12, WT244.29)」とあるところが、妙法華には當捨, 不輕蔑 (大正 9.38b) などと訳されている。となると、妙法華では偈第二段も含め“捨てるべきである”“輕蔑してはいけない”というように、同じ文脈の中で異なる姿勢, “すべきだ”, “するな”と訳されていると読むべきであろう。すなわち, 當捨等の文例を含むところから, 妙法華は梵文と異なる禁止, 断定の文章となってしまったと結論づけられよう。

〈略号〉

KN *Saddharmapuṇḍarīka*, H. Kern and B. Nanjio (eds.), St.-Petersbourg, 1912.

WT *Saddharmapuṇḍarīka-sūtram*, U. Wogihara and C. Tsuchida (eds.), Tokyo, 1934-1935.

〈キーワード〉 『法華経』, 『妙法蓮華経』, 鳩摩羅什

(在家仏教こころの研究所代表, 文博)

掲載されなかった諸氏の発表題目 (1)

藤井日達のインド布教とマハトマ・ガンディーの非暴力思想

外川 昌彦 (広島大学准教授)

『法華経』の一乗思想に関する私見

松本 史朗 (駒澤大学教授)

一乗思想と『法華経』における hitāya

三友 量順 (立正大学教授)